

特定公益増進法人に対する寄附を行った場合の優遇措置

個人の方

◎所得税

年間合計寄附金額が 2000 円を超える場合には、確定申告を行うことで所得税の還付が受けられます。「所得控除」か「税額控除」、いずれか有利な方を選択できます。

◎「所得控除」：寄附金の合計額－2000 円が所得金額から控除されます。

寄附金合計額－2000 円＝所得金額から控除される額

※控除対象となる寄附金合計額は、総所得金額の 40%が上限

◎「税額控除」：寄附金の合計額－2000 円の 40%が、直接、税額から控除されます。

(寄附金合計額－2000 円) × 40%＝所得税から控除される額

※控除対象となる寄附金合計額は、総所得金額の 40%が上限

※控除額は所得税額の 25%が上限。公益社団法人等寄附金特別控除額を合わせた上限です。

法人の方

法人からの寄附については一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で「特別損金算入限度額」が設けられています。

【控除できる金額】

◎一般寄附金の損金算入限度

(資本金等×0.25%+所得金額×2.5%) × 1/4

◎特別損金算入限度額

(資本金×0.375%+所得金額×6.25%) × 1/2

認定 NPO 法人や特定公益増進法人に対する寄附金合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分は一般寄附金に含めて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。